

## 序議付議事案書

開催・令和7年4月23日

所管部課	健幸福祉部 地域福祉課	部長	青木 一麻
件 名	東大和市社会福祉協議会運営費等補助要綱の一部を改正する訓令について		
	<input type="checkbox"/> 区分 <input type="checkbox"/> 1 審議事項 <input type="radio"/> ○ 2 報告事項		
関係事項	条例規則		
事項	部課機関		
1. 要 旨	<p>東大和市社会福祉協議会運営費等補助金について、6月と12月の2回に分けて交付していたが、6月に1回で交付するよう改正するものである。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <p>第5条中「次により」を「6月末日までに」に改め、同条各号を削る。</p> <p>第6条中「45日」を「30日」に改める。</p> <p>(2) 施行日：決裁日から施行する。</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <p>要綱の改正により、補助金交付に係る事務を適切に執行することができる。</p>		
2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)	<p>総務課にて審査済み</p>		
3. 留意事項 (問題点等)			
4. 主管部処理案 (検討結果等)	<p>序議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>		
5. 審議結果			

注：定例序議の場合は、金曜日の正午までに提出。